

IFRS News

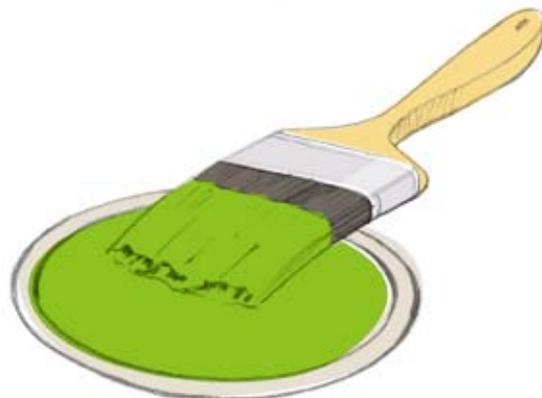
Quarter 1 2011

vol. 8

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2011年最初の号となる本号では初めに、国際会計基準審議会(IASB)が初めて公表したIFRS プラクティス・ステートメントの記事について説明します。本IFRSプラクティス・ステートメントでは、IFRSに基づいて作成された財務諸表に係る経営者の解説(management commentary)を表示する際の広範囲かつ強制力を持たないフレームワークを提供しています。続いて、現行のヘッジ会計の規定を抜本的に見直すこととなる提案を含め、IASBのその他の最新動向について考察します。

続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けるとともに、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動を総括します。最後に、IASBがコメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新基準の適用開始日について紹介します。



IASBは経営者の解説に関する フレームワークを公表

IASBは、最初のIFRSプラクティス・ステートメント「経営者の解説－表示に関するフレームワーク」を公表しました。

経営者の解説 (management commentary) とは、財務諸表に添付されることが多い、文書による報告を示しています。経営者による業績の検討と分析 (MD&A: Management Discussion and Analysis) または事業および財務上のレビュー (OFR: Operating and Financial Review) などと呼称される場合もあります。当該報告は、財務諸表利用者に対して以下の事項を提供します。

- ・ 財務諸表に表示されている金額に関する経緯説明
- ・ 財務諸表に表示されていない企業の将来見通しおよびその他の情報についての解説
- ・ 経営者の目標および戦略を理解するための基盤

プラクティス・ステートメントはIFRSではないため、IFRSと同等の権威を有するものではありません。どのような企業が経営者の解説を公表する必要があり、どの位の頻度で公表すべきか、または要求される保証レベルについて規定するものでもありません。代わりに、IFRS に基づいて作成された財務諸表に係る経営者の解説を表示する際の広範囲かつ強制力のないフレームワークを提供しています。

経営者の解説を作成する際に役立つフレームワーク

プラクティス・ステートメントにおいては、経営者の解説は、主要な財務諸表利用者 (現在および潜在的な投資家、貸手ならびにその他の債権者) のニーズに焦点を当てています。

プラクティス・ステートメントでは、特定の情報に関して記載を求めるというよりも、経営者の解説を作成する際に役立つ原則主義のフレームワークを構築しています。経営者は次に示す原則に則って解説を表示する必要があります。

- ・ 企業の業績、状況および動向に関して経営者の見解を示す。
- ・ 財務諸表に表示されている情報を補足ないし補完する。

財務諸表の補足ないし補完ということに関して、経営者の解説では、当期の財務諸表に表示した金額に至った要因を検討する以外に、将来の見通しに関する情報についても解説する必要があります。しかしプラクティス・ステートメントでは、将来の見通しに関する情報の言及の程度は、企業が事業を行っている法規制環境に影響を受けることも認識しています。

プラクティス・ステートメントではIFRSに基づいて作成された財務諸表に係る経営者の解説を表示する際の広範囲かつ強制力を持たないフレームワークを提供している

経営者の解説の要素

プラクティス・ステートメントでは、経営者の解説が以下の主要な項目を取り扱うべきことを示しています。そして、特定の記載内容は各企業の事実および状況によって左右されると認めています。

- ・ 事業の基本(例えば、企業の主要市場、主力製品やサービス、法規制環境など)
- ・ 経営者の目標およびその目標を達成するための戦略
- ・ 企業にとって最も重要な資源、リスクおよび関係
- ・ 経営成績および見通し(例えば、財務的または非財務的な業績および目標)
- ・ 経営者が表明した目標に対する達成度を評価する際にその企業が利用する重要な業績評価基準および指標

プラクティス・ステートメントにおける原則主義に基づくアプローチがもたらす柔軟性によって、画一的な開示に陥るリスクが低減されると期待されます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

経営者の解説は、投資家およびその他の財務諸表利用者に対して有用な情報を提供し、経営者とその財務諸表利用者との対話の質を向上させる上で重要な役割を果たします。

我々は、強制的なIFRSによらずにIASBが高水準かつ原則主義に基づいたガイダンス文書として公表したことを歓迎します。当ガイダンス文書が経営者の解説の向上に役立つと確信しており、特に経営者による解説についての規定がまだ十分に整備されていない国などにおいてそのことが言えます。既に整備された規定を有する国などにおいても、その規定を遵守する必要はあるものの、本プラクティス・ステートメントが有用なガイダンスを提供する可能性があります。



IASBはIFRS第9号「金融商品」を改訂

IASBは企業の自己の信用リスクの変動に関する論争中の問題に取り組む

2009年11月に初めて公表された際、IFRS第9号では金融資産の分類および測定のみを取り扱っていました。本基準を完了するための段階的なアプローチに基づき、IASBは以下の規定を追加しました。

- ・ 金融負債の分類および測定
- ・ 金融資産および金融負債の認識の中止

当該変更では、財政難に陥っている企業が低い金額で自己の負債を買い戻すことができるという理論上の能力に基づいて利益を認識することができるとする、大方の直感に反する従来の方法に対処している

金融負債の分類および測定

金融負債の分類および測定に関するIAS第39号における規定の大半は、変更されずにそのままIFRS第9号に持ち越されました。しかし、負債の測定に関して論争の的になる事柄(すなわち、企業の自己の信用リスクの変動に起因してその企業の有する負債の公正価値が変動した場合の影響)に対しては変更が行われました。

企業が自己の負債を公正価値で測定することを選択する場合、改訂後のIFRS第9号では、自己の信用リスクの変動に起因する自己の負債の公正価値における変動額を、その他の包括利益(OCI)として表示するよう要求しています。当該変更によって、財政難に陥っている企業が低下したコストで自己の負債を買い戻すことができるという理論上の能力に基づいて利益を認識していた、多くの人々の直感に反する方法に対処しています。ただし、負債の信用リスクの変動による影響が損益における会計上のミスマッチを生じさせたり増大させる場合には、負債に生じるすべての利得または損失を当期の損益に計上することを、この新しいアプローチに対する例外処理として認めています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

自己の信用リスクに係る会計処理方法を変更したこのIASBの決定は、多くの人々がIAS第39号は直感に反する結果をもたらすと結論づけた問題に対処しています。

IFRSの他の分野で、近い将来に変更が予定されている範囲が遠大なことを考えると、金融負債の会計処理に関して大部分を維持するとしたIASBの決定は、多くのIASB構成員によって支持されると思われます。しかしその結果、IFRS第9号の金融負債に係る規定は、負債たる組込デリバティブの会計処理の維持も含め、資産についての新しい分類および測定の原則とは整合していないものとなっています。

備忘録: 発効間近の新基準

2010年12月31日に終了した年度の年次財務諸表を作成する企業は、IFRS第3号「企業結合」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂版が初めて適用となることに留意する必要があります。これらの改訂基準では、企業結合の会計処理方法および所有持分の変動の会計処理方法が抜本的に変更されています。

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは最近、初めて適用となる基準をすべて網羅した「Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers」を公表しました。本刊行物の詳細な説明については、このニュースレターで後述します。

金融資産および金融負債の認識の中止

金融資産および金融負債の認識の中止に係るIAS第39号の規定は、新しいIFRS第9号においても変わることなく維持されています。

もともとIASBは、IAS第39号の認識の中止に関する規定の変更を行う予定でした。しかし、本規定は金融危機の最中に有効に機能したと判断され、その結果IASBは、本規定が依然としてその目的に適合しており、当面の間は置き換える必要がないとの判断を下しました。

まもなく公表予定の新しい連結基準

IASBは2011年第1四半期において、連結に関する以下の新基準を公表する予定です。

- ・ 連結財務諸表
- ・ 共同支配契約
- ・ 開示: 非連結企業

初めの2つの基準によって、IAS第27号とIAS第31号がそれぞれ置き換えられます。グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、上記の基準が公表されたらすぐに、IFRSニュース特別号を公表する予定です。



IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂

IASBは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に対する2つの限定的な修正を公表しました。その修正は以下の通りです。

- ・ 本基準における特定の固定日付を廃止する。
- ・ 深刻なハイパーインフレ期から抜け出した企業に対して追加の免除規定を導入する。

固定日付の廃止

最初の修正では、IFRS第1号に示されていた「2004年1月1日」という固定日付への参照を「IFRS移行日」への参照に置き換えています。

固定日付への参照(金融商品の例外規定および金融商品の当初の公正価値測定に関する免除規定に含まれていた)としたことには当時は重要な理由がありました。本規定は、多くの企業が初めてIFRSの適用を行っていた2005年より前に導入され、初度適用企業を当時の既存のIFRS利用者(IAS第39号「金融商品:認識および測定」に含まれていた特定の移行措置による恩恵を受けることができた)と同等の立場に据えることを目的としていました。しかし、時間が経過するにつれ、2004年1月1日という日付を基準日とする意味合いは薄れていきました。代わりに「IFRS移行日」への参照と置き換えることで、初度適用企業はIFRSへの移行日以前に発生した取引について、遡及修正が免除されます。

深刻なハイパーインフレ後の追加的な免除規定

IFRS第1号に対する2つ目の修正では、自社の機能通貨が深刻なハイパーインフレの影響を受けたためにIFRSに準拠できなかった企業が、その後、IFRSに基づく財務諸表の表示をどのように再開すべきかについてのガイダンスを提供しています。

本修正では、IFRS第1号に対して免除規定を追加しています。企業はその資産および負債を公正価値で測定することを選択でき、機能通貨が正常化した日以降に表示するIFRS開始財政状態計算書において、公正価値をみなし原価として使用することが可能です。この場合に、比較期間は12ヶ月未満となることがあります。本改訂は、深刻なハイパーインフレ期から抜け出した企業であれば、そのハイパーインフレ以前にIFRSを適用していたか否かを問わず、利用することができます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、IFRS第1号の改訂に賛同します。IAS第39号の一部を将来に向かって適用する際の固定日付をIFRS移行日に置き換えることによって、金融商品のいくつか特定の会計処理に関して細則を適用する場合に求められる費用や労力が軽減されることが期待されます。

深刻なハイパーインフレに関連する追加のガイダンスおよび免除規定は、国際的には少数の企業にのみ影響を及ぼすと思われるものの、そうした企業にとっては極めて必要性の高いガイダンスおよび救済策を提供することになります。

IASBはIAS第12号「法人所得税」を改訂

IASBは、企業がIAS第40号「投資不動産」に準拠した測定にあたり、公正価値モデルを使用することを選択した場合にのみ関連する、IAS第12号「法人所得税」に対する限定的修正を公表しました。

本改訂では、公正価値で測定される投資不動産は、すべて売却を通じて回収されるという推定を導入している

IAS第12号では、繰延税金負債および繰延税金資産の測定は、企業が使用または売却のいずれの方法で当該資産の回収を見込んでいるかによります。投資不動産の処分に関する具体的な計画がないとすれば、家賃収入によるキャッシュ・フローから帳簿価額がいくら回収され、資産の売却によるキャッシュ・フローからいくら回収されるのかを見積ることは困難かつ主観的となります。このことは特に、IAS第40号における公正価値モデルを用いて帳簿価額を測定する場合に顕著であると言えます。

こうした場合における実務上のアプローチを示すために、本改訂では投資不動産は売却のみを通じて全額回収されるという推定を導入しています。投資不動産が売却を通じてではなく、時間の経過とともにその投資不動産の経済的便益をほとんどすべて消費することを目的とするビジネスモデルにおいて保有されている場合には、この推定は反証可能となります。

SIC第21号「法人所得税—再評価された非減価償却資産の回収」では、IAS第16号「有形固定資産」における再評価モデルを用いて測定された非減価償却資産に生じる同様の問題を取り扱っています。そこで、このSIC第21号の内容は、本改訂の一部としてIAS第12号に組み込まれました。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、IFRSの原則に対する例外については基本的には是認しないものの、実利主義に基づいて、この極めて限られた範囲での例外を容認します。この改訂は、家賃収入と売却損益とが異なる方法で課税される地域において、公正価値で計上されている投資不動産に係る繰延税金資産および負債を測定するにあたり、実務的かつ費用効率の高いアプローチを提供するでしょう。

IASBはヘッジ会計の公開草案を公表

公開草案は現行のアプローチを簡略化し、リスク管理の実務をよりよく反映させることを目的としている

IAS第39号の現行規定の見直しを徹底的に行った後、IASBは公開草案「ヘッジ会計」を公表しました。これは、IAS第39号の全体を置き換えるIASBによるプロジェクトの第3フェーズの一環です。本草案は、細則主義に基づくIAS第39号を新しいモデルに置き換えることを目的としており、この新しいモデルは企業が実際に財務リスクを管理する方法と非常によく一致するものです。

ヘッジ会計の仕組みによって、企業はリスク管理活動の状況を財務諸表に反映させることが可能となります。このことは、利得および損失を認識する時期を通常と変えることによって達成するものであるため、ヘッジされたリスクおよびヘッジ手段は同一期間の損益計算書に計上されます。

現行のヘッジ会計に係る規定は、IAS第39号における測定原則規定(特に、大半のデリバティブを公正価値評価して損益に計上する規定)とともに開発されました。ヘッジ会計では、通常の規定に対して例外が設けられ、利益操作などに濫用される余地を最小限に抑えることを意図して考案されました。その結果、IAS第39号のヘッジ会計に係る規定は細則主義的でかつ制限の多いものとなっています。

本草案によって、一般に利用されているヘッジの実務の一部にヘッジ会計が適用可能となる

ヘッジ会計に対する新しいアプローチでは、適用を容易にし、リスク管理の実務との整合性を高めて、より有用な情報を提供することを意図しています。本公開草案では、リスク管理のために企業の内部で生み出された情報を企業がヘッジ会計の基礎資料としてもっと利用するよう提案しています。また、本提案のもとでは、現在はヘッジ会計を適用できない一部の一般的なリスク管理戦略もヘッジ会計を適用できるようになります。

問題	草案の説明
ヘッジ対象の適格性	<ul style="list-style-type: none"> IAS第39号においては、非金融商品についてはリスクの構成要素をヘッジ指定することはできないとされているが、これを廃止して可能とする。 この変更により、当該会計規定は多くの企業のリスク管理方針とよりいっそう整合することとなる(例えば、ジェット燃料価格エクスポージャーの1つの構成要素である石油価格の変動をヘッジする企業)。
ヘッジ手段の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ手段として購入したオプションの時間的価値の変動額を、その他の包括利益(OCI)に計上し、ヘッジのコストとして取り扱うことができる(現行規定において、即時に損益として計上されるのは対照的である)。 この変更により、これまでのような損益のボラティリティが減少し、企業の実務とより整合することとなる。
グループおよびネット・ポジション(マクロ・ヘッジを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の使用をネット・ポジションにまで拡大した結果、企業の実務とより整合するようになる。 例えば、外貨資産100と外貨負債80でグループ構成されている場合、ネット20の外貨ポジションに対してヘッジ会計を適用することが可能となる。
有効性テスト	<ul style="list-style-type: none"> 80~125パーセントの有効性の定量基準は必須でなくなり、リスク管理目的で行ったヘッジの評価に基づく定性的な判断要件を採用できることとなる。
中止	<ul style="list-style-type: none"> 状況変化に応じてヘッジ会計を中止処理したり、また再開処理したりせずに、ヘッジ関係を調整することによりヘッジ会計を継続できるよう提案している。
公正価値ヘッジの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象を再測定した金額を財政状態計算書上で別項目として表示するように、公正価値ヘッジの会計処理方法を変更する。 透明性を向上させるため、公正価値ヘッジから生じる金額をその他の包括利益(OCI)に計上する(これは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様であり、これによりヘッジに関するすべての金額をOCIに計上する)。
開示	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な新しい開示では、ヘッジ対象とされているリスク、当該リスクがどのように管理されているかおよびそうしたリスクヘッジが財務諸表に与える影響に焦点を当てている。 これは企業のヘッジ手段の方に焦点を当てるIAS第39号における現行の開示規定とは大幅に異なっている。

上表では、本公開草案で提案された主要な変更について提示しました。

IASBは、2011年中頃に新基準として公表する予定です(新しい規定は、IFRS第9号「金融商品」に組み込まれます)。しかし、残念ながら本草案では、米国会計基準(US GAAP)とのコンバージェンスが実現しないかもしれません。金融商品に関する米国財務会計基準審議会(FASB)のプロジェクトは、IASBとは異なる視点を有しており、ヘッジ会計についてはより限定的な改善策を提案しています。

金融商品の減損に関して公表間近の公開草案

IASBは前回の公開草案「金融商品：償却原価および減損」に対して受け取ったコメントを再検討した後、2011年初旬にこの問題に関して、さらなる公開草案を公表することを示しました。

先の公開草案における提案の改善を図るため、IASBは現在、信用減損に関する3つの代替モデルについて検討しています。

- 貸出金の予想全残存期間よりも短い期間で発生が予想される損失を即時認識する(例えば、将来において信頼ある見積りが可能な期間)。
- 正常な債権 (good book) については全残存期間にわたる期待信用損失を期間比例アプローチを用いて全期間で認識し、不良債権 (bad book) については全残存期間にわたる期待損失全額を即時認識する。
- 2つ目の手法と同様であるが、正常債権についても「前倒し (front loaded)」で期待損失を認識できるように、期待損失の認識を早めに行うしくみを有している。

予備的見解では、IASBが次回の公開草案の範囲から短期の営業債権を除外することについても示しています。



グラント・ソントン・スウェーデンは減損会計に関して調査を実施

スウェーデンのメンバーファームは最近、スウェーデンの上場企業全254社の2009年度連結財務諸表における減損の開示について調査を行いました。その調査では、実施した減損テストとその結果、使用した割引率、認識した減損損失の理由および実施したすべての感応度分析に着目しました。

スウェーデンの業界紙「Balans」の記事で、グラント・ソントン・スウェーデンのBjörn GauffinとAnders Thörnstenは、IAS第36号の減損モデルの適用の仕方および適用によって提供されている情報の質に対して懸念を表明しました。両氏が指摘した点を以下に示します。

- 2009年に40社が報告したのれんの減損損失は、1,190億スウェーデン・クローナ(SEK)に達し、これはのれん残高総額の1.9%に相当する。
- のれんおよびその他の無形資産は財政状態計算書上でますますその金額の占める割合が増えてきており、実に23社におけるのれんの帳簿価額は自己資本を上回っている。
- 明らかに類似した事業を行っている企業が、期待成長率、予想期間および割引計算に関して異なる見解を持っているように思われる。そのため、財務諸表利用者が重要な前提条件を理解し、その影響を評価できるような開示が必要不可欠である。
- スウェーデンの10年物国債利回り(リスク・フリー・レートの指標として一般に用いられる)が上昇しているにもかかわらず、40%の企業が2008年と比較して減損テストに使用した割引率を引き下げていた。その他の事柄については同等と仮定すると、割引率を引き下げた場合、減損テスト対象資産の価値が高まる結果となる。
- 多くの企業の感応度分析では、現在の市場状況の分析から求めた変数ではなく、経理部がエクセルを用いて計算した変数を反映しているように思われる。
- 企業の減損評価をアナリストやその他の財務諸表利用者に対して有用なものとするためには、もっと多くのよりよい開示を行う必要がある。

GauffinとThörnstenの両氏は、現行の減損モデルにおける情報の質を改善できない場合には、のれんの償却処理への復帰についても考慮する必要があるとしています。

GTI IFRSチームは新しい刊行物を公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers」を公表しました。

本刊行物では、国際財務報告基準の最近行われた変更に関する概要を提供しています。公表された新しい基準や解釈指針および現行の基準と指針に対して行われた改訂について取り扱っており、将来における企業の財務報告に影響を与えると思われます。これは、2010年11月30日までに決定した変更による要請を最高財務責任者(CFO)に十分認識してもらうことを目的としており、各変更内容に関して簡明な説明を行っています。

本刊行物に取り上げている変更については、企業の営業に与える影響を扱っているセクションがあります。これらのセクションでは、以下の2つの問題に焦点を当てています。

- どれくらいの数の企業が影響を受けるか。
- 企業はどのような影響を受けるのか。

Traffic Light Systemによって、上記した質問への回答に関する評価を示します。

本刊行物の入手を希望される場合には、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



英国のパートナーがAccountancy Awardを受賞

英国のパートナーであるSteve Maslinは、栄えある英国の「Accountancy Age Personality of the Year」を受賞しました。本賞は、金融危機を受けて、変化の必要性について明言したMaslinの功績を評価したものです。

またグラント・ソントンUKは、同受賞式において栄誉ある「Audit Team of the Year」を受賞しました。

米国のメンバーファームはIFRS 受け入れのために米国を指導する 上でまだなすべきことがあると 把握している

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、IFRSへの大幅な受け入れへの動きは見られるもののIFRSの利点を米国の金融業界に認知させる上で、いまだなすべきことが多く残っていることを確認しました。

全米のCFOおよびシニア・コントローラーに対する調査において、多くの回答者がUS GAAPとIFRSとの間に大きな相違はないと言えるくらいにコンバージェンスが進むまで(5年～7年)は、IFRSを適用すべきでないと感じました。4分の1以上(27%)がIFRSをそもそも適用すべきでないと考えており、別の4分の1(24%)はなるべく早急に(2年～5年)適用すべきであると回答しました。

グラント・ソントンLLPは、高品質かつグローバルに認められた一組の会計基準の設定へ向けた動きを大いに支持しています。グラント・ソントンLLPのCEOであるStephen Chipmanは、「国際ビジネスが、英語を話す人の増加による恩恵を過去30余年にわたって受けてきたように、グローバル企業も一組の財務報告基準(financial reporting language)による恩恵を享受できる」と述べています。

グラント・ソントン・インターナショナル はIFRSに基づく財務諸表を新たに 公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IFRSの「Example Consolidated Financial Statements」の更新版を公表しました。旧版の見直しを実施し、2010年12月31日に終了する年度に有効となるIFRSの改訂を反映させるよう更新を行っています。特に、本刊行物では改訂IFRS第3号「企業結合」(2008年改訂)の適用について説明を行っています。

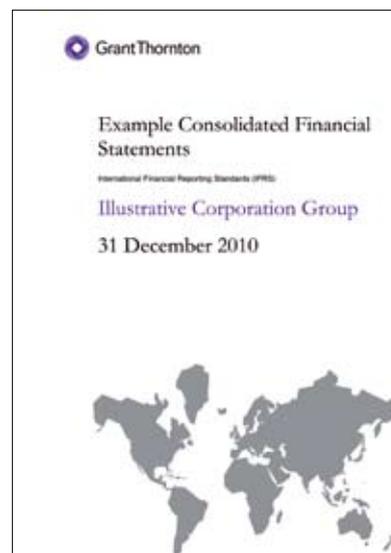
本刊行物の入手を希望される場合には、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

IFRSの初度適用企業:

Example Consolidated Financial Statements 2010

一般的なIFRSのExample Consolidated Financial Statements に加えて、 Grant Thornton International IFRSチームはIFRSを初めて適用する企業向けについても更新を行いました。

「First-time adoption of IFRS: Example Consolidated Financial Statements 2010」の入手を希望される場合には、各国の Grant Thorntonメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



Grant Thornton International は主要な改正案に関してコメントを 提出

Grant Thornton Internationalは、収益認識、リースおよび保険に関する基準を改善するためのIASBの主要な提案に関してコメントを提出しました(本公開草案の詳細については、前号のIFRSニュースをご覧ください)。

収益認識に関して、Grant Thornton InternationalはIASBの広範な原則および目的の多くを支持します。また、最終基準がより実務的かつ容易に理解可能で首尾一貫して適用できるものとなるよう、数多くの改善点もコメント提出しています。

我々は、リースに係る提案に対して重大な懸念を表明しており、最終基準を開発するにあたって行うべきことが依然として多く残されていると考えています。懸念されるのは、借手の支払賃借料の「前倒し(front-loading)」処理、貸手の会計処理全般、売買とリースとの区別および収益認識に関する公開草案との不整合についてです。当該草案は、過度に複雑かつ細則主義的であり、判断または状況における些細な変化が会計処理の大きな変化を引き起こすことが多々あるという現行基準の問題点が今後も改善されないおそれがあります。今のところ、我々は提案された基準が導入コストに見合うという確信も得られておりません。

我々は、保険契約に関するIFRSを開発するためのIASBによる試みを支持します。現在、世界では保険の会計慣行が多様に存在し過ぎていると考えています。割引率および契約の会計単位(保険契約を分解処理すべきか)の問題など、一部の分野に対しては疑問を呈するものの、保険契約の経済実質および保険会社のビジネスプロセスを忠実に反映する上で当該提案が役立つであろうと考えています。

米国メンバーファームの刊行物においてヘッジファンドに関するIFRSとUS GAAPの主要な相違点を調査

米国のメンバーファームのヘッジファンド担当部門による四半期ごとのニュースレター、Hedge Fund Adviserの2010年12月号では、ヘッジファンドにとってのIFRSの利点と課題に注目しています。

本ニュースレターでは、グローバル化が進むことで国際競争が熾烈になってきており、投資家が国境を越えて投資機会を比較できることが従来にも増して重要となってきたと指摘しています。

また、米国におけるIFRSへのコンバージェンスおよび移行への準備を行う際に役立つよう、ヘッジファンドに関するIFRSとUS GAAPとの主要な相違点について考察します。

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表とグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。この四半期ニュースレターでは毎回、一人または複数のIIGのメンバーに注目していきます。

今四半期はカナダの代表に焦点を当てます。カナダの大半の上場企業は、2011年1月1日以降開始する事業年度の間(四半期)および年次財務諸表から、IFRSを初めて適用する予定です。

カナダのレイモンド・シャボット・グラント・ソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)の Sophie Bureau

Bureauは、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンのアカウンティング・リサーチ・パートナーです。1988年にレイモンド・シャボット・グラント・ソントンに入社し、2007年にアカウンティング・リサーチ・パートナーに就任しました。Bureauは、アカウンティング・リサーチの専門家、監査人および大学の講師として20年以上の経験を有しています。またカナダ会計基準審議会(AcSB: Canadian Accounting Standards Board)におけるIFRSディスカッション・グループのメンバーでもあります。

カナダのグラント・ソントンLLPのKaren Parsons

Karen Parsonsは、グラント・ソントンLLPのナショナル・アカウントティング・スタンダードズ・パートナーです。以前は、アシュアランス・アンド・ビジネス・アドバイザー・サービス・グループのパートナーであったParsonsは、公表会計制度において30年以上の経験を有しています。カナダ公認会計士協会（CICA）における Emerging Issues Committee (EIC) のメンバーであり、International Financial Reporting Standards Advisory Committeeの設立当初から解散されるまでの間、メンバーを務めました。



その他のトピックー概要

G20はグローバルな会計基準への支持をあらためて表明

11月にソウルで開催されたサミットの後、G20加盟国のリーダーたちは、改善された高品質かつグローバルな一組の会計基準を実現することの重要性をあらためて強調しました。また、IASBとFASBに対して2011年末までにそのコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう求めました。

CESRは欧州の金融機関による金融商品の開示における改善を確認

欧州証券規制当局委員会 (CESR: Committee of European Securities Regulators) は、「金融機関の2008年度の財務諸表における金融商品に係る開示規定の適用」に関して2009年11月に実施した調査の追加報告書を公表しました。

本報告書では、2008年度の財務諸表において確認された違反に対して欧州の監督機関が講じた措置を示しています。これらの措置および公正価値ヒエラルキー、金融資産の減損ならびに流動性リスクの開示などの分野で発せられた警告によって、すべての分野でおおむね改善が見られたと報告しています。評価技法、企業における自己の信用リスク、デイワン損益 (購入時に即座に生じる評価損益) および特別目的事業体についての開示要請を満たすことによって、著しい改善が見られました。

IFRS実施に関する新しいCESRの報告書

CESRは、EU加盟国の財務報告監督機関の執行決定データベースから9度目の抜粋を公表しました。

本報告書は、8度目の抜粋 (前号のIFRSニュースに掲載) のすぐ後に公表されました。新しい報告書で扱っているテーマは、金融負債の分類、金融商品 (ヘッジ会計)、収益認識、無形資産、非金融資産の減損、連結、株式報酬、金融商品 (開示) および非金融資産の減損 (開示) についてです。

多国籍企業による国別の財務報告に関する協議

欧州委員会 (EC) は、多国籍企業による国別の財務報告に関して利害関係者の意見を収集するために、公開の協議を実施しています。国別の報告とは、多国籍企業に対してその年次財務諸表で他国における自己の事業に関する財務情報を開示するよう要求する概念です。

米国証券取引委員会 (SEC)

SECは、グローバルな会計基準に係るワークプランに関して最初の中間レポートを公表しました。

本ワークプランの目的は、米国上場企業に対する現在の財務報告システムを、IFRSを組み入れたシステムに移行すべきか否か、時期および方法について、2011年に委員会が決定を下すのに有用な特定の分野および要因を検討することにあります。本中間レポートでは、SECが2011年に米国の財務報告システムにIFRSを組み入れるか否かを決定するであろうことを示唆しています。

SECは米国企業に対してIFRS適用のための十分な時間を与える

SECの議長であるMary Schapiroは、SECが米国においてIFRSの適用を義務づけると決定した場合、上場企業に対してIFRSへの移行期間を最低でも4年間は設けると述べました。

当コメントは、米国公認会計士協会 (AICPA) のSECおよびPCAOBの最新動向に係る全米会議において、IFRSに関してSchapiroが発言したものです。

米国の公認会計士はIFRSの開発に関して、今後が極めて重要であると考えている

AICPAが米国における「IFRSに対する準備状況 (IFRS Readiness)」に関して実施した調査では、以下のことが確認されました。米国の公認会計士はIFRSに対する認識をますます高めてきてはいるものの、米国での将来の適用についてSECからより明確なメッセージが確認されるまでは、IFRSへ新たな資源を投じることを控えているということです。

回答者の40%が、IASBとFASBのコンバージェンス・プロセスによってUS GAAPとIFRSとのコンバージェンスが進んだ場合に限って、IFRSの適用を支持すると答えました。さらに14%は無条件でIFRS適用を支持しており、合計で過半数の54%が米国においてIFRS適用を支持していることが示されました。

IFRS財団の評議員会は今後の戦略について協議

IASBの監視機関であるIFRS財団の評議員会は、IFRS財団の戦略に対するコメントを求めるために作成した第一段階の協議文書を公表しました。本協議の目的は、財団が寄せられたコメントをまとめて、その成果に基づいて高品質かつグローバルに認められた一組の会計基準という最終的な目標を実現する際に役立てることです。

本評議員会は、4つの主要な領域(財団のミッション、ガバナンス、基準設定プロセスおよび財団の資金調達方法)に関して利害関係者のコメントを募集しています。

英国はIFRS for SMEsの利用について協議

英国会計基準審議会(UK ASB)は、UK GAAPの今後についての提案を公表しました。

公開草案「The Future of Financial Reporting」では、以下に提案されている3階層の財務報告に関するフレームワークを提示しており、第2階層はIFRS for SMEsに基づくこととなります。

	企業タイプ	会計制度	開示の簡略化が容認される企業
第1階層	財務報告公表義務を有する企業	EU版IFRS	条件を満たす子会社
第2階層	財務報告公表義務を有さない、または小規模でも法規により公表と同程度のものが要求される企業	中規模企業向けの新しい財務報告基準(IFRS for SMEsに基づく)	条件を満たす子会社
第3階層	財務報告公表義務を有さない小規模企業	小規模企業向けの財務報告基準(FRSSE)	

IFRS財団の評議員会はIFRS解釈指針委員会を見直す

IFRS財団の評議員会のデュー・プロセス監視委員会は、IFRS解釈指針委員会(以前はIFRICと呼称されていた)の有効性を評価するために委員会組織の見直しを実施しています。この見直しは質問書形式で行われており、IASBのウェブサイトで購入可能です。

評議員会は、2011年前半にその結果を示す報告書を公表する予定です。

IASBは編集校正を公表

IASBは、10月末にIFRSに対する多数の些末な編集上の校正を公表しました。本校正はIASBのウェブサイトに掲載されています(www.ifrs.org)。

多くの国でIFRS for SMEsを採用の動向

チリ、グアテマラ、ベネズエラでは、自国の企業がIFRS for SMEsを使用することを承認しました。このように、多くの国々がSMEsの使用を容認または義務づける動向にあり、その数は70ヶ国を越えました。この間、IASBが当初印刷した10,000刷りは完売しており、IFRS for SMEsの人気の高さを表しています。



コンバージェンス関連

IASBとFASBはコンバージェンスに関する中間レポートを公表

IASBとFASBは、両者間の覚書(MoU)で合意した主要なプロジェクトを完了するためのプランに関する3度目の中間レポートを公表しました。

本中間レポートでは、両審議会が共同で取り組んでいる優先度の高い多数のプロジェクトに関して、2011年6月という目標完了日の確認を行っています。プロジェクトは以下のものなどです。

- ・ 金融商品
- ・ 収益認識
- ・ リース
- ・ その他の包括利益(OCI)の表示
- ・ 公正価値測定

また、2011年6月の完了日は、連結および保険契約に関するIASBのプロジェクトについても依然として有効です。

2011年6月までに上記したプロジェクトを優先して完了させるために、両審議会はいくつかの共同プロジェクトの審議を延期しています。延期されているプロジェクトは、財務諸表のより広範な表示、資本の特徴を有する金融商品、排出量取引制度および概念フレームワークにおける報告企業のフェーズなどです。さらに、IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」を改訂するIASBの計画などいくつかの個別プロジェクトについても延期しています。

IASBとFASBは新しい会計基準の発効日を協議

IASBとFASBは、IFRSとUS GAAPのコンバージェンスを改善かつ達成するための作業から設定された新しい財務報告基準をいつ発効すべきかについて、コメントを求める文書を公表しました。

多くの主要なプロジェクトが2011年に完了する予定であり、両審議会は利害関係者の負担を軽減するために発効日に優先順位をつけるべきか否か、またその方法に関するコメントを募集しています。両審議会は、利害関係者が新基準適用のペースとコストを管理できるように、新基準導入計画を共同で開発する予定であり、それに際してコメントが役立つでしょう。コメントの募集期限は2011年1月31日です。

カナダの監督機関は最初のIFRSに基づく中間報告に関して重要な10のアドバイスを公表

多くのカナダの企業がIFRSへの移行間近であり、オンタリオ証券委員会はIFRSに基づく初めての中間財務報告書(四半期)の提出に先立って、発行者およびアドバイザーが認識しておくべき主要なIFRS基準やその改訂を取り上げた指針を市場参加者に公表しました。

また「最初のIFRSに基づく中間財務報告を提出する公開企業に対して重要な10の助言」では、IFRSへ移行する項目を表示する際のベスト・プラクティスについての助言も提供しています。これはIFRSへの変更によって、財務制限条項や財務活動など、発行者の財務的状況およびその他のビジネス機能にどのような影響が及ぶのかを投資家が理解する上で役立つと思われます。

SECとCESRはIFRSのコンバージェンスに係る問題を討議

IASBとSECとCESRは米国および欧州連合における規制改革の取り組みについて討議するために、11月にパリで会合を開きました。両監督機関は市場構造の問題およびシステミック・リスクに関する見解を共有するとともに、IFRSとUS GAAPのコンバージェンスに関する問題についても討議しました。米国と欧州でグローバルに事業展開する金融会社は多数あり、両当局は、お互いの努力を調合し、規制の恣意性と法の対立の可能性を最小限に留めて、そうした金融会社活動の能率性を向上させる方法について検討しています。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS プラクティス・ ステートメント	経営者の解説表示に関する フレームワーク	強制力を持たないガイダ ンスのため、適用開始日 は存在しない	N/A
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範な経過規定を適用すること)
IAS第12号	繰延税金・原資産の回収 (IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度 適用企業に対する固定日付の廃止 (IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡 (IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準 および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、 2011年1月1日(2010年 7月1日より発効となって いるものも一部ある)	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除(IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	発行する新株権利の分類(IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小規模企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日(2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定(IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引(IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用(2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定」の改訂(適格なヘッジ対象)	2009年7月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)、IAS第27号(2008年改訂)およびIFRS第5号(IFRIC第17号による改訂事項)も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改訂)も同時に適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可(過去の移転に対して、本指針を適用するのに必要な評価および情報を当該移転の発生時に入手してある場合)
IAS第32号およびIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」およびIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂(ブット可能な金融商品および精算時に生じる債務)	2009年1月1日	可(ただし、IAS第39号、IFRS第7号およびIFRIC第2号の関連改訂も同時に適用する必要がある)
IFRS第1号およびIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示」の改訂(金融商品に関する開示の改善)	2009年1月1日	可
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬」の改訂(権利確定条件および取消し)	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第8号	オペレーティングセグメント	2009年1月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRIC第15号	不動産の建設に関する契約	2009年1月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2008年版)	2009年1月1日 (特に指定のない限り)	可



コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
コメントの募集	発効日および移行方法	2011年1月31日
公開草案	ヘッジ会計	2011年3月9日
公開の協議に関する ディスカッション・ペーパー	評議員会の戦略レビューの状況	2011年2月24日



www.gti.org

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。